

## 厚生労働省医師偏在対策推進本部設置規程

令和6年9月3日  
厚生労働大臣伺い定め

## (設置)

第1条 医師の偏在について、医師養成過程における地域枠等の設定や各都道府県の医師確保計画に基づく医師派遣等のこれまでの取組に加え、前例にとられない対策を行うことで、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少を踏まえつつ、今後の医療需要の変化に対応し、引き続き必要な医療提供体制を確保していくため、厚生労働省医師偏在対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 本部長代行、本部長代理及び本部員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

## (事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

2 事務局は事務局長、事務局長代理及び事務局次長をもって構成する。

3 事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別紙2の職にある者をもって充てる。ただし、事務局長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

## (庶務)

第4条 本部の庶務は、関係部局の協力を得て、医政局地域医療計画課において処理する。

## (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和6年9月3日から施行する。

## 別紙 1

本部長代行：

厚生労働事務次官

医務技監

本部長代理：

医政局長

保険局長

本部員：

大臣官房総括審議官

大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）（老健局、保険局併任）

大臣官房審議官（労働条件政策、働き方改革担当）

大臣官房審議官（医療保険担当）

大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）（医政局、老健局併任）

別紙 2

事務局長：  
医務技監

事務局長代理：  
医政局長  
保険局長

事務局次長：

大臣官房参事官（救急・周産期・災害医療等、医療提供体制改革担当）

医政局総務課長

医政局地域医療計画課長

医政局医事課長

医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長

医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室長

労働基準局労働条件政策課長

保険局総務課長

保険局国民健康保険課長

保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長

保険局医療課長